

随意契約における参加者の有無を確認する公募手続の実施について（公告）

随意契約における参加者の有無を確認する公募手続について次のとおり公告する。

令和8年（2026年）2月24日

柏崎市副市長 西 卷 康 之

1 公募の趣旨

この公募の対象となる業務（以下「本業務」という。）は、柏崎市における全ての事務事業を対象に、客観的かつ専門的知見に基づき検証を行うものであり、本市の地域特性を踏まえた上で実施できる知識と実績が必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としている。ついては、この契約手続を行うに当たり、当該特定の者以外の者で公募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても公募要件を満たすと認められる者がいない場合又は公募要件を満たすと認められる者が全て辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札、見積合せ又は企画競争（以下「指名競争入札等」という。）を実施する。

2 請負契約等の概要

- (1) 件名及び数量 事業峻別支援業務委託
- (2) 請負契約等の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間（予定） 令和8年（2026年）4月1日から令和8年（2026年）9月30日まで
- (4) 履行場所 柏崎市

3 参加資格

参加意思確認申請書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意思確認申請書の提出期限日の午後5時時点で、柏崎市物品入札参加資格審査規程（平成8年9月告示第93号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) この公募の公示日から契約日までの期間において、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成7年制定）又は柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領（平成22年制定）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) これまでに、地方公共団体において本業務と同種又は類似の業務を支援し、適切に履行した実績を有すること。

4 公募要件

仕様書に記載の業務が履行可能であること。

5 手続等

- (1) 手続に関する書類の配布期間、配布場所及び配布書類
 - ア 配布期間
令和8年（2026年）2月24日（火）午前9時から令和8年（2026年）3月10日（火）午後5時まで
 - イ 配布場所
柏崎市ホームページに公開する。
 - ウ 配布書類
参加意思確認申請書及び仕様書
- (2) 公募に対する質問及びその回答
 - ア 提出期限
令和8年（2026年）3月4日（水）午後5時まで
 - イ 質問方法
項番7に記載の担当課に電子メールにより質問書（様式は任意）を提出する。提出した場合には、電話による連絡を要する。
 - ウ 回答方法

令和 8 年（2026 年）3 月 6 日（金）午後 5 時までに柏崎市ホームページに掲載する。

(3) 参加意思確認申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日（火）から令和 8 年（2026 年）3 月 10 日（火）まで（閉庁日を除く。）の各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出場所

項番 7 に記載の担当課

ウ 提出方法

応募者は、参加意思確認申請書に公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

6 その他

- (1) 参加意思確認申請書が提出期限までに到達しなかった場合は、無効とする。
- (2) 参加意思確認申請書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- (3) (2)の通知で、公募要件を満たされないとされた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により市長に対して公募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- (4) 予算その他本市の事情により、この公募手続又はこの公募手続により行うこととなった指名競争入札等を中止する場合がある。

7 問合せ先

柏崎市総合企画部人事課

所在地 柏崎市日石町 2 番 1 号（柏崎市役所 3 階）

電話 0257-43-9143

Eメールアドレス jinji@city.kashiwazaki.lg.jp